（旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部改正）

第五条　旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二章4(1)中「の区分の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したもの」を「特定診断Ⅰ（①に掲げる者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）又は特定診断Ⅱ（②に掲げる者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）」に改め、同章4(1)①を削り、同章4(1)②を同章4(1)①とし、同章4(1)①の次に次を加える。

②　死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがある者

第二章4(2)中「初任運転者のための適性診断を」を「初任診断（初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を」に、「初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したもの」を「初任診断」に改める。

第二章4(3)を次のように改める。

(3)　高齢運転者

適齢診断（高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を65才に達した日以後1年以内（65才以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内）に1回受診させ、その後75才に達するまでは3年以内ごとに1回受診させ、75才に達した日以後1年以内（75才以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内）に1回受診させ、その後1年以内ごとに1回受診させる。ただし、個人タクシー事業者にあっては、当該事業の許可に付された期限の更新の日において65才以上である場合に、当該期限の更新の申請の前に受診するものとする。

第二章5(1)中「第三十五条」を「第35条」に、「昭和五十年法律第五十七号」を「昭和50年法律第57号」に改める。

（旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第六条　旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成十四年国土交通省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。

三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断及び適齢診断をいう。）

（旅客自動車運送事業運輸規則第四十八条の四第二項、第四十八条の五第一項第一号及び第四十八条の十二第二項に規定する国土交通大臣が認定する講習を定める件の一部改正）

第七条　旅客自動車運送事業運輸規則第四十八条の四第二項、第四十八条の五第一項第一号及び第四十八条の十二第二項に規定する国土交通大臣が認定する講習を定める件（平成十四年国土交通省告示第四十六号）の一部を次のように改正する。

三の項中「第四十八条の十二第二項」を「運輸規則第四十八条の十二第二項」に、「基づき運行管理者試験の受験資格について実務の経験に代えることができる」を「よる」に改め、同項の1中「講習を実施する者の」を削り、同項の3中「名称、対象者及び実施内容」を「種類」に改め、「一の3に掲げる基礎講習」を「基礎講習」に改め、同項を四の項とする。

二の項中「第四十八条の五第一項第一号」を「運輸規則第四十八条の五第一項」に、「基づき運行管理者の資格要件について実務の経験と合わせて受講することが必要な」を「よる」に改め、同項の1中「講習を実施する者の」を削り、同項の3中「名称、対象者及び実施内容」を「種類」に改め、「一の3に掲げる基礎講習又は一般講習（少なくとも一回は基礎講習を受講すること。）」を「基礎講習及び一般講習」に改め、同項を三の項とする。

一の項中「第四十八条の四第二項」を「運輸規則第四十八条の四第一項」に、「基づき運輸監理部長又は運輸支局長が運行管理者について行う研修に代えることができる」を「よる」に改め、同項の1中「講習を実施する者の」を削り、同項の3中の「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の3の表を削り、同項の3に次のように加える。

基礎講習、一般講習及び特別講習（それぞれ旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示第二条第二号及び第三号に掲げる一般講習及び特別講習をいう。以下同じ。）

一の項を二の項とする。

二の項の前に次の一項を加える。

一　旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七条の九第三項の規定による講習

1　名称

独立行政法人自動車事故対策機構

2　主たる事務所の所在地

東京都千代田区麹町六丁目一番二十五号

3　講習の種類

基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第八条　貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成十五年国土交通省告示第九百八号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。

三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第九条　貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成十五年国土交通省告示第九百九号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。

三の項中「名称、対象及び内容」を「種類」に改め、同項の表を削り、同項に次のように加える。

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件の一部改正）

第十条　貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第二項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断を定める件（平成十六年国土交通省告示第百八十三号）の一部を次のように改正する。

一の項中「適性診断を実施する者の」を削る。